みゆき整形外科クリニック

みゆき通所リハビリテーション重要事項説明書

１・施設の概要

（１）施設の名称等

・事業所名　　みゆき整形外科クリニック
・開設年月日　　平成１８年１１月１日
・所在地　　山形県西置賜郡白鷹町大字十王５０５９番地１３
・電話番号　　０２３８－８５－５５３０
・ファックス番号　　０２３８－８５－１１５８
・管理者名　　管理者　　齋 藤　聰
・通所定員　　定員４０名
・介護保険指定番号　　０６１２７１０４２６

（２）通所リハビリテーションの目的と運営方針

〔通所リハビリテーションの目的〕

通所リハビリテーションは、介護保険法令に従い、医学的管理の下での看護・介護や機能訓練を行います。また、専門的な医療を除く一般的な医療と日常生活上の世話などの介護保険施設サービスを提供します。それらにより利用者が家庭や地域で利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるように支援します。

〔みゆき整形外科クリニックみゆき通所リハビリテーションの運営方針〕

① 当事業所では、利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅サービス計画に基づいて医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要とされる日常生活上の世話を行います。

② 当事業所では、明るく家庭的な雰囲気を重視し、利用者が「生き生き」と「充実」して過ごすことができるようなサービスの提供に努めます。

③ サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して、必要な事項について理解しやすいように説明を行います。また、利用者の同意を得てサービスを実施するよう努めます。

（３）施設の職員体制（必置職については、法令の定めるところによる。）

	常勤及び非常勤
・管理者（医　師）	１（兼務）
・看護職員又は介護職員	４以上
・支援相談員	

・作業療法士・理学療法士	１以上
・管理栄養士	
・介護支援専門員	
・事務職員（業務員含む）	１（兼務）
・その他（入浴パート・運転）	

２・施設サービスの内容と費用

（１）介護保険給付対象サービス

ア、サービス内容

サービス内容・種 類	内　　容
通所サービス計画の立案	利用者の状況に基づいて適切な計画を立案します。 通所サービス計画は、定期的及び状態の変化に応じて見直しを行います。
リハビリテーション	理学療法士、作業療法士により利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の維持と低下を防止するよう努めます。
食事	利用者の状況に応じた食事を提供いたします。 昼食時間：１２時００分～１３時００分
入浴	一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には、特別浴槽で対応します。
排泄	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行なうと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
送迎を行わない場合	利用者のご都合で事業所が送迎を行わない場合、片道につき減算となります。
相談援助サービス	利用者とその家族からの、ご相談に応じます。

(２)介護保険給付対象外サービス

種　　類	内　　容
施設内洗濯費	施設内洗濯費（排泄物等の汚染時）に、ご負担いただきます。別紙掲示の料金表のとおりです
紙パンツ代	施設内の紙パンツ等を使用した場合に、ご負担いただきます。別紙掲示の料金表のとおりです。
作業療法材料費	作業療法に係る材料等を使用した場合に、実費をご負担いただきます。
催事参加費	夏まつりや各種レクリエーション等を実施します。 催事参加時に、実費をご負担いただきます。
文書料	各種文書作成時に、お支払いいただきます。 実費をご負担いただきます。

その他の費用	サービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものがあります。また、利用者の希望により必要なものを購入する場合は、実費をいただきます。 　怪我などでの保険外実費料金がかかるものもあります。

イ、費用

料金・加算等については、別紙利用料金表のとおりです。

なお、国の介護報酬改定で介護利用料が変更になった場合は、その利用料とします。

（3）利用料等のお支払方法

・毎月、１５日頃までに「別紙料金表」に記載の金額を基に算定した前月分の利用料等を利用料請求書により契約者様に請求いたします。

・支払い方法は、「きらやか銀行」からの口座引落しとなります。その他につきましては、別途ご相談下さい。

・引落日は、ご利用月の翌月指定日となります。指定日までに指定口座にご入金ください。翌月の利用料請求書と同封して、利用料領収書を発行いたします。

なお、利用料領収書の再発行はいたしませんので、大切に保管ください。

３・協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所にご協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応していただくようお願いしています。

協力医療機関	
名　　称	白鷹町立病院
住　　所	山形県西置賜郡白鷹町大字荒砥甲５０１
電話番号	０２３８－８５－２１５５
協力歯科医療機関	
名　　称	佐藤歯科医院
住　　所	山形県西置賜郡白鷹町大字荒砥乙１０１８
電話番号	０２３８－８５－２４２２

４・施設利用にあたっての留意事項

✧　食事

施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を召し上がっていただきます。また、食中毒等の危険防止から食事の持ち込みはご遠慮願いいただきます。

✧ 喫煙

喫煙はご遠慮ください。

✧ 設備、備品の利用

施設内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。

✧ 所持品、備品等の持込

他の利用者に迷惑となると当施設が判断したものの持込はお断りする場合があります。

✧ 金銭、貴重品の管理

盗難等については、当施設では責任を負いかねますので、必要以上の金銭、貴重品は携帯しないで下さい。

５・非常災害対策

・防災設備　　消火器、消火栓、火災自動通報装置等

・防災訓練　　年２回

６・禁止事項

当施設では、多くの方に安心して通所リハビリテーション生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

７・要望及び苦情の受け付け

当施設での要望又は苦情などは、支援相談員又は担当職員にご相談ください。
提供する介護保険施設サービスに対してのご意見なども、お気軽にお寄せください。

また、備え付けの用紙で所定の場所に設置する「ご意見箱」への投函で受け付けていますのでご利用ください。

苦情受付窓口　　電話　０２３８－８５－５６７８

８・緊急時における対応

当施設の提供する介護保険施設サービス中に身体状況の急変、その他非常災害等の緊急事態が生じた場合は、必要な措置を講ずるとともに、当該利用者の家族及び関係自治体に連絡を行います。

また、当該サービスによる賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

9・事故発生時の対応

当施設は、サービスの提供中に利用者の身体状況の急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに協力医療機関での診療等の必要な措置を講ずるとともに、利用者の家族兼市町村の居宅介護支援事業所へ報告します。

10・施設サービス提供記録の保存期間

当施設の提供する介護保険施設サービスに関する諸記録の保存期間は、当該サービスの終了後５年間です。

なお、情報の開示は有料になります。

11・秘密の保持及び個人情報の保護

当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又はその家族等に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、個人情報使用法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることについては、情報の提供を行うことができます。

また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

以上、みゆき整形外科クリニックみゆき通所リハビリテーションサービス利用にあたり、契約者様、利用者様、身元保証人様に対して契約書及び重要事項につき説明をしました。

令和　　年　　月　　日

当施設担当説明者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿